

平成24年度・医療機関での健康診査・各種がん検診等の取扱いについて（広島市）

表

区分	対象者	平成24年度自己負担金	備考
1年に1回受診	健康診査 (国保特定健康診査、 後期高齢者健康診査等)	1,300円	1. 健康保険証等の提示（健康診査の場合） 次のいずれかの健康保険証等の提示が必要です。 ①国民健康保険被保険者証 又は 資格証明書 ②後期高齢者医療被保険者証 ③被保護者証明書（夜間・休日等受診用） ※1 被保険者証等提示不要の押印がある場合は提示不要（医療保険未加入者に該当） ※2 ③の場合は、年齢や市民税の課税状況に関わらず、自己負担金の免除書類の確認欄のうち、「被保護者証明書（夜間・休日等受診用）」に必ずチェックしてください。  2. 自己負担金の免除 次の証明書等を持参された人は「無料」です。 ①後期高齢者医療被保険者証 ②「70歳以上であることの証明書」（例：健康保険証、運転免許証等） ③生活保護世帯であることを証明する「被保護者証明書（夜間・休日等受診用）」 ④市民税非課税世帯であることを証明する（世帯全員分）（例：市・県民税課税台帳記載事項証明書）  3. 検診結果通知・精密検査結果連絡票（ <input type="checkbox"/> 受診者・保健センターへ） (1) 「問診票・結果票（A）〔受診者用〕」については、検診結果を速やかに受診者に通知する必要があるため、医療機関から直接受診者に送付していただくなどご配慮をお願いします。 (2) 各種がん検診の「要精検」の人に対する精密検査の結果については、「精密検査結果連絡票」により保健センターに送付してください。  4. 委託料の請求（ <input type="checkbox"/> 所属医師会へ）（健康診査については裏面参照） 「問診票・結果票（B）〔請求用〕」は、所属医師会へ送付してください。（詳細は所属医師会へお問い合わせください。）  5. 健康手帳の交付 健康手帳をお持ちでない人に健康手帳を交付し、結果を記録するようご指導ください。（健康手帳は所属医師会へ請求してください。）
	肺がん検診	X線のみ 400円 X線・喀痰 900円	
	大腸がん検診	400円	
	胃がん検診	2,200円	
2年に1回受診	子宮がん検診	頸部のみ 1,000円 頸部・体部 1,800円	
	乳がん検診	1,600円	
骨粗しょう症検診 (5年に1回受診)	広島市内に居住する人で、女性は20歳から5歳間隔の人、男性は40歳から5歳間隔の人	1,200円	

◆各種がん検診の「精密検査結果連絡票」の送付先

南保健センター（厚生部健康長寿課） 〒734-8523 南区皆実町一丁目4番46号	電話 250-4108 (直通)	安佐北保健センター（厚生部健康長寿課） 〒731-0221 安佐北区可部三丁目19番22号	電話 819-0586 (直通)
中保健センター（厚生部健康長寿課） 〒730-8565 中区大手町四丁目1番1号	電話 504-2528 (直通)	西保健センター（厚生部健康長寿課） 〒733-8535 西区福島町二丁目24番1号	電話 294-6235 (直通)
東保健センター（厚生部健康長寿課） 〒732-8510 東区東賢屋町9番34号	電話 568-7729 (直通)	安佐南保健センター（厚生部健康長寿課） 〒731-0194 安佐南区中須一丁目38番13号	電話 831-4942 (直通)
		安芸保健センター（厚生部健康長寿課） 〒736-8555 安芸区船越南三丁目2番16号	電話 821-2808 (直通)
		佐伯保健センター（厚生部健康長寿課） 〒731-5195 佐伯区海老園一丁目4番5号	電話 943-9731 (直通)

◆「問診票・結果票（B）〔請求用〕」の送付、健康手帳の請求は、各医師会へ

◆ 其他のお問い合わせ先

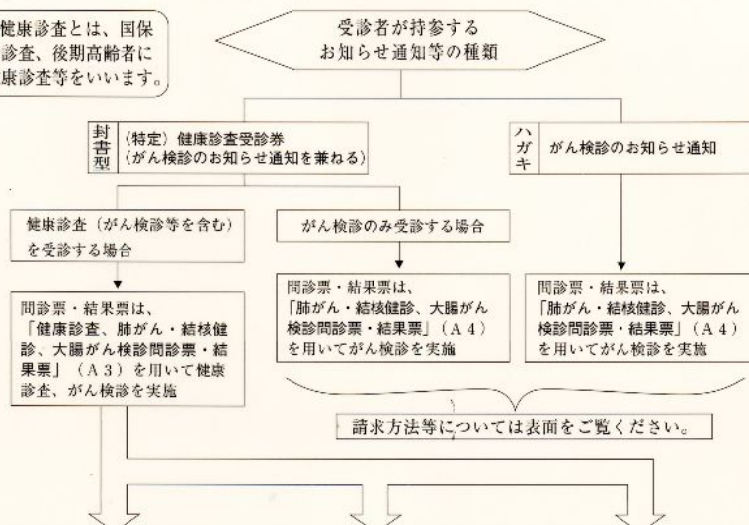
広島市健康福祉局保健部保健医療課 〒730-8586 中区国泰寺町一丁目6番34号	電話（直通） 504-2290
---	--------------------

# 健康診査（注1）、肺がん検診及び大腸がん検診の実施方法（広島市）

裏

使用する問診票・結果票の種類及び委託料の請求は次のとおりです。

（注1）健康診査とは、国保特定健康診査、後期高齢者に対する健康診査等をいいます。



区分	国民健康保険の被保険者	後期高齢者医療の被保険者	医療保険未加入者（生活保護受給者等）
記入上の注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>●問診票・結果票の「国」を○で囲む</li> <li>●整理番号を記入</li> <li>●被保険者証番号（7桁）を記入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●問診票・結果票の「後」を○で囲む</li> <li>●整理番号の記入は不要</li> <li>●被保険者証番号（8桁）を記入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●問診票・結果票の「他」を○で囲む</li> <li>●生活保護受給者の場合は、自己負担金の免除書類の確認欄のうち、「被保護者証明書（夜間・休日等受診用）」に必ずチェック</li> <li>●整理番号を記入（整理番号の記載がない場合は、「白」と記入）</li> <li>●被保険者証番号の記入は不要</li> </ul>
委託料の請求方法 (注2)	健康診査	広島県国民健康保険団体連合会へデータで請求	検診結果票(B)〔請求用①(保健医療課)〕を所属医師会へ送付 … ※
	肺がん検診 大腸がん検診	検診結果票(B)〔請求用①(保健医療課)〕を所属医師会へ送付	検診結果票(B)〔請求用①(保健医療課)〕を所属医師会へ送付 〔上記※により、健康診査と合わせて請求されます。〕

（注2）請求方法の詳細のお問い合わせ先

広島県国民健康保険団体連合会が請求先のもの ⇒ 同連合会保健事業課（電話 554-0772）

◎ 問診票・結果票（A）については、表面をご覧ください。

〔参考〕社会保険に加入されている人の特定健康診査の費用請求については、広島県社会保険診療報酬支払基金までお問い合わせください。（電話 294-6761（代））